

議員提出議案第17号

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置の実現を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年(2025年)9月22日

提出者 八王子市議会議員 綿 林 夕 夏

賛成者 八王子市議会議員 森 喜 彦

同 望 月 翔 平

同 金 子 亜希子

同 及 川 賢 一

同 鈴 木 勇 次

八王子市議会議長

美濃部 弥 生 殿

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置の実現を求める意見書

2013年から2015年にかけて、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均6.5%、最大10%引き下げられた（以下、「本件引下げ」という）。

本件引下げに対して、東京都をはじめ、29都道府県で1,027名の原告が取消し等を求めて提訴してきたところ、本年6月27日、最高裁判所は、大阪・愛知の訴訟に対する統一判断として、厚生労働大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり違法であるとして、本件引下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

法治国家として、国は、司法が下した判断に従い速やかに違法状態を是正しなければならない責務を負う。しかしながら、最高裁判決から既に2カ月が経過しているにもかかわらず、現時点までに国からは、10年以上の長期にわたって生活保護利用者に憲法で保障された生活水準を保障できなかったことに関する謝罪や、再発防止を約束する言葉などは表明されておらず、保護費の遡及支給などの被害回復の措置も実現に至っていない。

数百万人の生活保護利用者が10年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権（憲法第25条）と個人の尊厳（憲法第13条）の侵害が回復されていない違法状態にあると言わざるを得ず、最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められている。

よって、八王子市議会は国会及び政府に対し、以下の事項について強く求める。

記

1. 被害者たる全ての生活保護利用者への謝罪及び被害回復の措置を速やかに実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）9月22日

議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} あて